

# Business News

第252号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、「労働時間の状況の把握」の第2回として、具体的な対応について社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

## 労働時間の状況の把握（2）具体的な対応

働き方改革関連法のうち「労働時間の状況の把握」は、2019年4月1日から全事業者に義務付けられています（改正労働安全衛生法）。2回シリーズの第2回として、具体的な対応をご案内いたします。

### 1. 労働時間の状況の把握方法と記録

「労働時間の状況の把握」とは、社員が「いかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったか」を把握するものです。方法として、原則として次のような客観的な記録等であることが求められます。

- (1) タイムカード、パソコン等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録
- (2) 事業者（※）の現認（※事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む）

また、労働時間の状況の把握は、「賃金台帳に記入した労働時間数」とすることができます。そして、労働時間の状況の記録は、（賃金台帳と同じく）3年間の保存が義務付けられています。

### 2. 自己申告制による把握

やむを得ず客観的な方法による把握が難しい場合には、本人の申告による把握（自己申告制）が認められます。自己申告制では、本人が実際よりも短い時間を申告してしまうケースがあります。そのため、自己申告制とする場合には、事業者は以下の(1)から(5)までの措置を全て講じる必要があります。

- (1) 対象者に対して、「実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うこと」などについて十分に説明すること
- (2) 管理者に対して、自己申告制の適正な運用や、講ずべき措置について十分に説明すること
- (3) 把握した労働時間の状況が、実際と合っているか、必要に応じて実態調査を行い、合っていない場合は必要な補正をすること
- (4) 自己申告した状況を超えて事業場内にいる時間又は事業場外において労務を提供し得る状態であった時間について、理由等を本人に報告させる場合には、正しく報告されているか確認すること。その際には事業者の指揮命令下と認められる時間については、労働時間の状況として扱うこと
- (5) 自己申告できる労働時間の状況に上限を設け、上限を超える申告を認めないなど、適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと

### 3. 長時間労働の社員への対応

改正労働安全衛生法では、健康管理等を強化する観点から、1か月の時間外・休日労働が80時間を超えた社員について、以下が求められます（2019年4月1日施行）。

- (1) 本人に超えた時間についての情報を、速やかに通知すること（全事業場）
- (2) 該当する社員の氏名と超えた時間の情報等を、産業医に通知すること（50名以上の事業場）
- (3) 疲労の蓄積が認められ、本人から申し出があった場合、医師の面接指導を受けさせること（全事業場）

医師の面接指導の対象者は、「100時間超」から「80時間超」に拡大されています。産業医の選任義務がない50名未満の事業場も対象です。50名未満の事業場では、医師の面接指導等について各都道府県の「地域産業保健センター」の産業保健サービス（無料）を活用することができます。

働き方改革関連法の詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

<ご案内> 過労が原因の社員の労災事故により、会社が損害賠償責任を負うケースがあります。このようなリスクに備える保険についてのお問い合わせは、弊社窓口の営業課支社または代理店までご連絡ください。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: [keiei\\_support@ms-ins.com](mailto:keiei_support@ms-ins.com)

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

19-ニュース-252